



No. 328

令和 6 年 9 月 2 日

トピックス ~減価償却資産に関する処理方法~

減価償却資産に関しては、さまざまな処理方法があります。今号は、その内容を改めて確認したいと思います。

【少額の減価償却資産】

次のいずれかに該当するものは、事業の用に供した事業年度において全額損金算入することができます。

- 取得価額が 10 万円未満のもの

取得価額は、通常 1 単位として取引されるその単位ごとに判定します。例えば、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が 1 組で取引されるものであるため、1 組が 10 万円未満になるかどうかで判定します。

- 使用可能期間が 1 年未満のもの

取得価額が 10 万円以上であったとしても、1 年未満で使い切るものは固定資産ではなく、経費処理となります。

【一般の減価償却資産】

取得価額 10 万円以上かつ使用可能期間 1 年以上のものは、原則として法定耐用年数に基づき減価償却をします。

【一括償却資産の特例】

取得価額が 20 万円未満の減価償却資産については、各事業年度ごとに、その全部の取得価額の合計額を 3 年間で償却することができます。

【中小企業者等の少額減価償却資産】

中小企業者等が下記の要件を満たした減価償却資産を令和 8 年 3 月 31 日までに取得などして事業の用に供した場合には、全額損金算入することができます。

- 適用対象法人

中小企業者で、青色申告法人のうち、常時使用する従業員の数が 500 人以下の法人に限られます。

- 適用対象資産

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産です。ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。この特例は、有形減価償却資産だけでなく、無形減価償却資産やリース資産、中古資産も対象となります。

* 注意事項

- 対象のものが複数に該当する場合には、いずれかの方法を選択して処理することができます。
- 取得価額が 10 万円未満であるかどうかは、法人が適用している消費税等の経理処理方式に応じて算定した価額により判定することになります。つまり、法人が税抜経理方式を適用している場合は、消費税等抜きの価額が取得価額となり、法人が税込経理方式を適用している場合は、消費税等込みの価額が取得価額となります。なお、消費税の免税事業者となっている法人は税込経理方式しか採用できないので消費税等込みの価額が取得価額となります。
- 法人税法上の圧縮記帳の適用がある場合（例えば国庫補助金、交換、保険金等）、損金算入分を控除した後の取得価額で金額を判定します。ただし、収用や買換え等の租税特別措置法上の圧縮記帳の適用による帳簿価額の減額がある場合、中小企業者等の少額減価償却資産の特例との重複適用はできません。また、償却資産税については、圧縮記帳前の金額で申告することが必要となります。

区分	判定	処理方法	償却資産税	留意点
少額の減価償却資産	取得価額が 10 万円未満または使用可能期間が 1 年未満	全額損金算入	対象外	判定単位
一般の減価償却資産	取得価額が 10 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上	法定耐用年数に基づく減価償却	対象	
一括償却資産の特例	取得価額が 20 万円未満	3 年間で均等償却	対象外	月割でなく均等
中小企業者等の少額減価償却資産	取得価額が 30 万円未満	全額損金算入	対象	合計 300 万円まで

猛暑に大雨台風、お見舞い申し上げます

さしもの大型台風も熱帯低気圧に衰えておりますが、全国各地に大きな爪痕を残しております。行楽地ではキャンセルが相次ぎ、経済的損失は甚大でしたが、幸いにして名古屋地区では最小限度の被害に留まつたようです。

先月には30年ぶりの事務所移転があり、残念ながら事務所通信もお休みさせていただきました。何はともあれ、無事に引越作業も終わり、お盆休みの期間を利用して、100箱を超える段ボールから顧問先関係の書類を始めとして、書籍類を取り出して壁側のロッカーや書棚に整然!と並べることが出来ました。なんでこんなものが?というものから泣く泣く!思い切って廃棄処分した書物等もあり、事務所の雰囲気がすっきりしたものに生まれ変わりました。終活に向けた確実な第一歩になりました。新事務所は東面から北面にかけてガラス張りのため明るく、職員も気分一新したようで、仕事がはかどるのではと期待しております。引越しの苦労が報われたようです。お疲れさまでした。

さて、この1~2ヶ月の間に今年の10大ニュースのトップになるような出来事が連続しております。海外では、まずは何といつてもパリでのオリンピックの開催でしょうか。ウクライナやパレスチナ・ガザ地区では今もって激しい戦闘が続いているものの、トップアスリート達の世界最高水準の演技・力闘に魅了されると同時に平和な祭典の有り難味を堪能できました。なお、パラリンピックの方は現在進行形ですが、ライブ配信が心なしか少なく感じられ、スポンサーの関係か、一抹の寂しさを感じております。日本勢の活躍が連日報道されており、精一杯応援していきたいものです。とりわけ、我がファミリーでも楽しんでいるボッチャに対する関心が高まっております。

次いで、アメリカの大統領選挙での大番狂わせです。バイデン・トランプという老々対決で民主党の旗色が悪かったのが、ギリギリのタイミングで50代のハリス副大統領にバトンタッチされた途端にトランプ候補の優勢さが萎んでおります。オバマ元大統領に続く非白人であることに加え、クリントン女史が打ち破れなかつたガラスの天井を見事に打ち砕き、アメリカ史上最初となる女性大統領が誕生するかどうか、今年のみならず今世紀!の10大ニュースになるであろう歴史的大統領選挙がいよいよ11月に迫っております。政治・経済・安全保障等、様々な分野に亘って、日本は勿論のこと、ロシア・中国やヨーロッパ諸国をはじめとして世界中がもろに影響を受けることになります。

片や、日本でもビッグニュースが飛び込んできました。突然の岸田総理の自民党総裁選挙への辞退宣言がありました。こちらも、ギリギリのタイミングでした。この機会を逃せば、本人の政治生命も含めて自民党政治の転落に繋がりかねない危機感が政界・経済界において共通認識とされたものと思われます。裏金問題を起点とする「政治とカネ」に対する国民の不信感は半端なものではない、ということに目が向けられたことは民主政治の健全な発展に資するものと評価でき、今後の総裁選における各候補者の所信表明・政策の力点について注目していきたいと思います。単なる首のすぐ替えや、目先の新鮮さで取り繕うようなことで決着することの無いよう期待するものです。

《和奏・遼真通信》

和奏はこの夏、来年の大学受験に向けたオープンキャンパス巡りに勤しんでいました。どうやら東京方面へ絞り込んでいるようです。ほのぼのとするのは、父親と二人三脚で各大学へ足を運んで情報収集していることです。行き帰りの道中にどんな会話が弾んだのか、あまり伝わってきておりませんが、父親と娘で進路を含めた会話が出来ていることに喜んでいる次第です。できれば、じいじもその輪に加わりたいものです。

一方、遼真是、2か月前の「喜寿の会」の時には感じなかったのですが、ごく最近、変声期に入ったのか、なんだか声が男っぽく!なっており、あーもう中学生になっているんだ、と今更ながら感じ入った次第です。時々しか会う機会はありませんが、それぞれのペースで成長していることに安堵しております。



(令和6年9月2日 所長 橋本)